

乳がん検診従事者講習会・第16回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

日時 平成20年8月23日（土）
午後4時～午後5時50分
場所 鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町
出席者 67名
(医師：65名、看護師・保健師：2名)

吉中正人先生の司会により進行

講演

鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会委員長 工藤浩史先生の座長により、島根大学医学部附属病院乳腺内分泌外科科長 板倉正幸先生による「当院における乳癌診療の現況」の講演があ

った。

第16回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

林 英一先生の司会により3症例を報告して頂き、検討を行った。

- (1) 鳥取県立中央病院（1例）：西村謙吾先生
- (2) 野島病院（1例）：宇奈手一司先生
- (3) 米子医療センター（1例）：鈴木喜雅先生

乳がん検診一次検診登録講習

鳥取県立厚生病院外科医長 林 英一先生を講師として、乳がん検診一次検診登録講習を行った。16名の参加があった。

インターフェロン医療費助成事業始まる

鳥取県肝臓がん抑制対策評価委員会
鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

- 日時 平成20年8月28日（木） 午後4時～午後5時30分
- 場所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 22人
岡本健対協会長、村協評価委員長、川崎対策委員長
秋藤・石飛・岸・岸本・永見・野坂・藤井・前田・松木・
松田哲・松田裕・満田・宮崎・吉中各委員
県健康政策課：下田副主幹、澤田副主幹
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、田中主事

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

この委員会は川崎寛中先生が委員長に平成7年度から始まり、全国に先駆け肝臓がん検診事業を行ってきました。年々と受診率も向上しており、

平成7年度から平成19年度にかけて、一度肝炎ウイルス検査を受診した人は大変多くなっております。また、松田裕之委員を中心にフォローアップ事業もきちんと行われており、鳥取県の肝臓がん検診事業はかなり評価されているところであります。

平成20年度年よりインターフェロン医療費助成事業も始まりました。その中で、県としては肝疾患診療連携拠点病院を県内で1箇所、肝疾患専門医療機関を二次医療圏で1箇所以上設置する方針が議題として提出されておりますので、先生方の忌憚のないご意見を伺いたいと存じます。

〈村協評価委員長〉

提出議題のご協議の程、よろしくお願い致します。

〈川崎対策専門委員長〉

平成20年度よりインターフェロン医療費助成事業が新たに始まりました。肝臓癌の死亡者数は、年間約3万4千人と言われており、早期に肝炎ウイルスを除去するにはインターフェロンの投与が一番です。実績を踏まえながら、ご協議願います。

報告事項

1. 平成19年度基本健康診査における肝炎ウイルス検査の実績（平成20年3月31日現在で集計）及び平成20年度事業実施計画：

澤田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

（1）平成19年度基本健康診査における肝炎ウイルス検査

平成19年度は17市町村で実施し、対象者数

区分	健康指導対象者	定期検査受診者数	定期検査結果			
			慢性肝炎	肝硬変	肝臓がん	がん疑い
B型肝炎ウイルス陽性者	1,396	600	92 (15.3)	9 (1.5)	6 (1.0)	3 (0.5)
C型肝炎ウイルス陽性者	843	547	269 (49.2)	34 (6.2)	9 (1.6)	7 (1.3)

※肝臓がんと報告された中には、過去の定期検査で「がん」と報告されたものも含まれている。

（3）平成7～19年度の13年間を集計すると、平成7～9年度の検診時において、市町村から報告のあった対象者数192,315人に対し、受診者数107,375人、推計受診率55.8%である。市町村で受

71,197人のうち、受診者数は5,672人で、受診率は8.0%で、平成18年度に比べ、受診者数が2,030人、受診率が9.7ポイント減少した。米子市はこの事業が平成18年度で終了するであろうとして受診勧奨を行い、平成18年度は受診者数が多かったが、平成19年度はその反動で受診者数が大幅に減少した。

2町については、単独事業で肝炎ウイルス検査が行われている。

検査の結果、HBs抗原のみ陽性者は104人、HCV抗体のみ陽性者は36人で、HBs抗原陽性率1.8%、HCV抗体陽性率0.6%であった。前年度と同様な結果であった。

要精検者140人のうち精検受診者は83人であり、精検受診率は59.3%で、中間報告ながら平成18年度に比べ7.0ポイントも増加した。最終報告においては、更に精検受診率が上がるものと思われる。

精検の結果、がんは1人も発見されなかった。

（2）肝臓がん検診により発見されたウイルス陽性者に対するの定期検査の状況について（県事業の肝臓がん対策事業）

平成10年度から実施している、検診で発見された肝炎ウイルス陽性者に対する定期検査は14市町村で実施された。結果は以下のとおりである。

診率に格差があり、鳥取市46.7%、米子市70.7%、倉吉市47.0%などである。これは、行政の取り組み方の違いによると思われる。

そのうちHBs抗原陽性者は2,660人（2.48%）、

HCV抗体陽性者は3,498人（3.26%）であった。HCV抗体陽性率は60歳以上が高く、HBs抗原陽性率は40～54歳が高い傾向は例年と同様であった。

（4）平成20年度肝臓がん検診実施計画

平成20年度の受診予定数は国庫事業の肝炎ウイルス検査は14市町村実施で5,049人、市町村単独事業は7町実施で2,906人である。

平成20年1月より保健所における肝炎ウイルス検査は無料化され、また、平成20年度の1年間に限り医療機関における肝炎ウイルス検査においても無料化し実施されるので、岩美町、智頭町は、町としてはあえて取組まれないということだった。

2. インターフェロン医療費助成事業の取組み状況について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病担当副主幹

厚生労働省より「肝炎治療特別促進事業実施要綱」が示され、B型及びC型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療の医療費について、自己負担額を一部助成する制度が平成20年4月1日より開始した。

これに基づき、「鳥取県肝炎治療特別促進事業実施要綱」、「鳥取県肝炎認定審査会設置要綱」を制定した。インターフェロン実施医療機関は8月18日現在で82医療機関である。また、薬局からの取扱同意書は188薬局から提出があった。また、認定審査会の審査委員を3人選任している。

平成20年8月現在で、審査会が4回開催され、139名に肝炎治療受給者証が認定されている。現在のところ認定を却下された例はなく、現在保留中の1件も、申請書の書き方の不備によるものなので、再度申請すれば認定されるものと思われる。

疾病別認定者状況は、慢性肝炎（B型肝炎ウイルス）2名、慢性肝炎（C型肝炎ウイルス）136名、代償性肝硬変（C型肝炎ウイルス）1名であ

った。

協議事項

1. 肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会について

平成21年2月14日（土）、中部地区で開催予定。講師は福山市民病院の坂口孝作先生にお願いする予定。

2. 肝疾患診療連携拠点病院について

厚生労働省は、平成20年3月31日付通知により、「肝炎対策事業実施要綱」を定め、その中で都道府県等は、肝炎検査の受診状況や治療状況等の把握、及びかかりつけ医と、専門医療機関との連携の強化等を必要に応じて検討する『肝炎対策協議会』を設置するよう示し、同様な組織がある場合は、これを活用して差し支えないとしている。また、平成19年4月19日付け健康局長通知により、肝疾患診療連携拠点病院の選定、肝疾患専門医療機関の選定を『肝炎対策協議会』で行うよう示している。

鳥取県においては、既に『肝炎対策協議会』と同様の組織である『鳥取県肝臓がん抑制対策評価委員会』が設置されていることから、この委員会を同様な組織とみなすことが承認された。

全国都道府県の状況を見ると、既に約半数の都道府県で肝疾患診療連携拠点病院（県内1箇所）、肝疾患専門医療機関（二次医療圏1箇所以上）の指定がなされ、診療連携体制等の整備が進んでいることから、鳥取県においても、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の指定を含む診療連携体制等の必要性について協議され、協議の結果、「鳥取県においても必要である」との結論に至った。

開始時期については、平成21年4月を一つの目安（目標）とする。

肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の選定項目（案）等については、岡本県医師会長、村協評価委員長、川崎対策委員長に一任されるこ

ととなった。

病院選定については、委員の日程の都合及び連携体制整備を早急に構築させたいこと等を鑑み、各委員に書面で審議して頂き、決議を行うこととなった。

肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医のあり方については、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」等により次のとおり示されている。

肝疾患診療連携拠点病院（県内1箇所）：肝炎対策協議会が選定し、指定にあたっては、厚生労働省へ協議の上、県が指定する。

- 患者、キャリア、家族等の肝疾患に係る相談窓口「肝炎相談センター」を設置し、相談員（医師、看護師）を配置する。1都道府県あたり基準額11,920千円を上限とする助成がある。
- 県内の専門医療機関に関する情報の収集や紹介。
- かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討「連絡協議会」。1都道府県あたり基準額542千円を上限とする助成がある。
- 肝炎専門医療従事者を対象とした研修会の開催。1都道府県あたり基準額1,401千円を上限とする助成がある。

肝疾患専門医療機関（二次医療圏1箇所以上）：肝炎対策協議会が選定及び指定

- 専門的知識を有する医師（日本肝臓学会や日本

消化器病学会の専門医）による診断と（活動度及び病期を含む）治療方針の決定が可能。

- インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施。
- 肝臓がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施。
- 学会等の診療ガイドラインに準じた標準的治療の実施。
- 肝疾患に関するセカンドオピニオン機能の実施。

かかりつけ医

- かかりつけ医は、日常的な処置を行い、患者に病状の変化等がある場合には適宜肝疾患専門医療機関を紹介することが求められる。
- また、病状が安定している場合でも、かかりつけ医は少なくとも年に1回は、肝疾患専門医療機関に診察を依頼することによって、定期的に病態及び治療方針を確認することが重要。

肝炎専門医療従事者を対象とした研修会の開催については、国より1,401千円を上限とする助成があることから、今後の検討となった。実施主体は、県、または肝疾患診療連携拠点病院となる（補足説明：肝疾患診療連携拠点病院が実施した場合、国費10/10、県主催の場合、県費1/2が必要となる。）